

## 公共土木事業木材使用基準

### 第1 目的

この基準は、公共土木事業における木材の使用に関する基準等を示し、間伐材を主体とした県産材の有効かつ積極的な利用を図るとともに、適切な事業の推進に資することを目的とする。

### 第2 適用

対象とする工事は、県が事業主体となり、国庫補助事業や県単独事業等で施工するすべての土木工事とする。

### 第3 木製構造物等の使用基準

次のような条件のいずれかに該当する箇所については、積極的に木製構造物等を設置するものとする。

なお、別表3-2の「工種別の木製構造物等使用基準」に掲げる工種については、現場条件等が合致する場合は原則木製とする。

- 1 衝撃緩和や吸音効果など、木材の持つ物理的・科学的特性を生かす必要がある箇所
- 2 河川や溪流など、景観や自然環境に配慮する必要がある箇所
- 3 木材使用により、心理的・生理的な効果を期待する箇所
- 4 土石流等のおそれのない小河川・小溪流や背面土圧の小さな箇所で、木材が腐朽するまでに植生の繁茂等により、その機能の代替が見込まれる箇所
- 5 木材が腐朽しにくい水中や土中など、長期間機能の発揮が期待される箇所
- 6 補修等が容易で、簡易な構造物や仮設物の設置が可能な箇所

### 第4 使用する木材

使用する木材は、県内で育成、生産され、かつ加工されたものを優先的に使用する。(ただし、県内に加工施設がない場合はこの限りでない)

## 工種別の木製構造物等使用基準

工種	木製構造物を使用する現場条件等	構造物の種類	備考
柵工	・景観や自然環境に配慮する必要がある、作用する背面土圧が小さく、木製でも安全性が確保でき、かつ構造物として耐久性を必要としない箇所	・木柵工	
	・法勾配が1:0.5より緩勾配の箇所で設計流速4 m/s以下の河川	・杭柵工	
	・景観に配慮する必要がある、法面の維持管理が軽減される箇所	・竹柵工 ・ネット柵工	
	・景観や自然環境に配慮する必要がある、主として出入りを防止することを目的とする箇所	・木製防護柵工	
沈床工	・出水時に河床、溪床の洗掘が予想される箇所で、設計流速が6 m/s以下の河川	・木工沈床工	
防風工	・越波の影響を受けにくく補修が容易である箇所、または、植栽地に施工する防風工	・防風ネット工 ・竹箐防風工 ・木製防風工	
植栽工	・木チップの流出や散乱対策の講じられる箇所、または、景観や自然環境に配慮する必要がある箇所	・木チップマルチング	
		・木製支柱	
公園緑地工	・景観や自然環境に配慮する必要がある維持管理等が容易である箇所	・木製階段工 ・四阿、休憩所 ・テーブルベンチ ・案内板・簡易柵	
仮設工	・イメージアップ経費を計上している箇所	・工事中案内板 ・ゴミ箱 ・仮囲い（簡易柵）	
	・現場条件に合致し、安全が確保できる箇所	・仮設防護柵工	
型枠工	・一般型枠（型枠用合板）を使用する場合は、原則としてスギ又はヒノキ複合合板型枠を使用する。		

## 《準用項目》

以下の工種（構造物）については、過去に設置した施設の経過や、将来的な維持管理を考慮して、支障がない場合は、原則使用する。

工種	木製構造物を使用する現場条件等	構造物の種類	備考
切土	・景観や自然環境に配慮する必要がある箇所、または、表面浸食防止を目的とした吹付工と併用し、設置することによって法面の維持管理が軽減される箇所	・木製法面パネル工	